

令和4年度（2022年度）

第1回

鎌倉市都市計画審議会 会議録

日 時 令和4年5月25日（水）

14:00～15:00

場 所 鎌倉市役所 第3分庁舎 講堂

及びオンライン（Teams）

目次

会議次第	-----	P2
出席委員及び欠席委員	-----	P3
出席した職員の職氏名	-----	P3
会議録	-----	P4～P16

令和4年度 第1回鎌倉市都市計画審議会〔会議次第〕

令和4年（2022年）5月25日（水）午後2時から
鎌倉市役所 第3分庁舎 講堂
オンライン併用開催（Teams）

○ 開 会

1 諮問

諮問第1号 特定生産緑地の指定について

○ 閉 会

<p>出席委員 鎌倉市議会議員 〃 〃 鎌倉市観光協会 鎌倉商工会議所会頭 鎌倉市農業委員会 慶應義塾大学名誉教授 東京大学名誉教授 早稲田大学教授 建築士 日本大学名誉教授 弁護士 神奈川県藤沢土木事務所長 神奈川県鎌倉警察署交通課長</p>	<p>池 田 実 出 田 正 道 大 石 和 久 大 森 道 明 久 保 田 陽 彦 平 井 保 男 大 江 守 之 大 方 潤 一 郎 佐 々 木 葉 清 田 鈴 美 子 永 野 征 男 藤 村 耕 造 峯 村 徹 哉 渡 邊 勝 幸</p>
--	---

<p>欠席委員 鎌倉商工会議所会頭</p>	<p>久 保 田 陽 彦</p>
------------------------------	------------------

出席した職員の職氏名

<p>(事務局) まちづくり計画部部长 まちづくり計画部次長兼都市計画課担当課長 まちづくり計画部都市計画課担当係長 まちづくり計画部都市計画課都市計画担当 まちづくり計画部都市計画課都市計画担当 まちづくり計画部都市計画課都市計画担当</p>	<p>林 浩 一 永 井 淳 一 祖 父 江 和 彦 内 田 拓 海 柳 下 勝 太 朗 水 谷 司</p>
--	---

会議録

永井次長：皆様大変お待たせいたしました。定刻を多少過ぎましたが、委員の皆様がお揃いになりましたので、令和4年度第1回鎌倉市都市計画審議会を始めさせていただきます。

私は、鎌倉市まちづくり計画部次長を兼ねまして、都市計画課の担当課長をしております永井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

今回も、オンラインの併用ということで開催させていただいています。

まずは、皆様の接続の確認ですが、委員の皆様、画面の方のご確認できますでしょうか。

(接続を確認)

それでは、進行の方を続けさせていただきたいと思います。

本日は、会場及びオンラインでのご参加をいただきまして、ありがとうございます。

ここからは、オンライン参加の大方会長に進行をお願いします。この先、皆様のマイクですけれども、画面はオン、マイクはオフとし、発言時にマイクをオンにするということによりよろしくお願いいたします。

それでは、この先の進行につきまして、会長よろしく願いいたします。

大方会長：それでは、ただ今から、令和4年度第1回鎌倉市都市計画審議会を開催いたします。議長を務めさせていただき、会長の大方でございます。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に、事務局から報告をお願いします。

永井次長：はい、事務局の永井でございます。

まず、事務局の職員についてです。昨年度に引き続きまして、まちづくり計画部部長は林が務めています。

また、改めまして私は、まちづくり計画部次長兼ねまして都市計画課担当課長の永井です。

なお、事務局である都市計画課職員が出席しておりますが、係長に異動がございまして、4月から担当係長は祖父江が務めています。

どうぞよろしく願いいたします。

続きまして議題に入ります前に、本審議会の運営方法について3点ほどご報告とご確認をお願いいたします。

1点目でございます。

鎌倉警察署長の橋谷田委員から出席ができない旨のご連絡と、代理による出席希望がございました。

鎌倉警察署交通課長の渡辺氏の代理出席につきまして、ご確認をお願いしたいと思っています。

それから2点目です。本日の資料についてです。

事前に送付させていただきました、資料集の一点です。

事務局で確認させていただいたうえで送付させていただいておりますが、会議中に不備、不足等がございましたら、ご報告いただければ幸いです。

3点目です。会議の傍聴についてです。

広報かまくらとホームページにおきまして、傍聴者の募集をいたしましたところ、1名の方から傍聴のご希望がございました。

本審議会では、会議を原則公開することとなっておりますが、公共の福祉、秩序の維持のため、必要と認めるときは、審議会の議決によりこれを公開しないことができることとなっております。

本日の予定案件につきましては、事務局といたしまして、特段非公開とする理由はなく、また、本日使用いたします資料につきましても、非公開とする部分はないと考えています。

以上、本審議会の運営方法についてご説明させていただきました。

よろしく願いいたします。

大 方 会 長： ありがとうございます。

ただいま、本審議会の運営方法について、事務局から説明がございました。それでは、関係行政機関選出委員の代理出席、資料の確認及び公開、傍聴の許可、の3点につきまして、事務局からの説明に、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

全 委 員： (異議なし)

大 方 会 長： 特にご異議がないようでしたら、本審議会運営方法の3点について許可することといたします。

それでは、ここで、代理人及び傍聴者が入室いたしますので、その間、暫時休憩いたします。

(代理人及び傍聴者入室)

永 井 次 長： 入室を確認いたしました。なお、事前に、傍聴にあたりましての注意事項

は、事務局から傍聴者の方にお伝えしているところでございます。
本日会場4名、オンライン9名の合計13名の委員の皆様にご出席いただいております。
先程申し上げましたとおり、橋谷田委員の代理として、神奈川県鎌倉警察署交通課長の渡辺氏が出席してございます。
また、久保田委員からは事前にご欠席の旨ご連絡いただいております。
委員の過半数以上の13名の委員にご出席いただいておりますので、鎌倉市都市計画審議会条例施行規則第3条第2項の規定により、審議会が成立していることをご報告いたします。
会長引き続きよろしく願いいたします。

- 大 方 会 長： それでは、次第に沿って会議を進行いたします。
本日の議題について、諮問第1号として「特定生産緑地の指定について」を、事務局から説明をしていただき、説明の後、質疑に入りたいと思っております。それでは、事務局から説明をお願いします。
- 永 井 次 長： それでは、諮問第1号「特定生産緑地の指定について」、説明いたします。
お手元の資料を使用いたしますので、ご覧ください。また、関係法令を参考といたしまして、巻末に添付しておりますので、適宜ご参照いただければ幸いです。
ご承知のとおり、本市では、令和2年4月1日から、特定生産緑地の指定手続きを開始しておりますが、今回、新たに所有者の意向が確認できた生産緑地地区を、特定生産緑地に指定しようとするものです。
なお、特定生産緑地制度の概要につきましては、毎回の繰り返しになりますので、大変失礼ながら、今回資料と説明を割愛させていただきます。
また、特定生産緑地の指定要件につきましては、資料3、右下のページ番号の3ページに記載の鎌倉市特定生産緑地指定等に関する事務取扱要綱及び鎌倉市生産緑地地区指定基準の各抜粋にお示しするとおりです。
それでは、資料の方に戻りまして、資料1からご覧いただければと思います。
本市は現在135箇所の生産緑地地区を指定しており、現在そのうち、平成4年に当初指定いたしました111箇所の生産緑地地区について、特定生産緑地指定事務を進めています。
今回、新たに特定生産緑地にしようとする生産緑地地区は、資料1に示した全部指定15箇所と、一部指定4箇所です。
また、資料2に関しましては、生産緑地法で定めはありませんが、特定生産緑地に指定しない意向が示されたものです。後程、参考資料とともにご報告いたします。

資料3、特定生産緑地指定一覧表をご覧ください。次に、対象となる生産緑地地区について、資料4の図面を用いて概略を説明いたします。

資料4の1ページ目をご覧ください。台付近でございます。資料の中央でございます箇所番号26番の830平方メートルの全部を指定しようとするものでございます。

続きまして2ページ目をご覧ください。今泉付近でございます。資料中央でございます箇所番号38番の1,550平方メートルの全部を指定しようとするものでございます。

次に3ページ目でございます。佐助の付近になります。全てで4箇所ございます。資料の一番南側でございます箇所番号52番の910平方メートル、資料中央やや左下の箇所番号53番の1,130平方メートル、そのすぐ隣、西側でございます箇所番号54番の640平方メートルの全部をそれぞれ指定しようとするものでございます。

また、資料の一番北側にあり、左上の拡大図にも示すとおり、箇所番号55番の一部990平方メートルを新たに指定しようとするものです。

当該箇所の移行未確認箇所については、指定日が平成11年(1999年)12月27日であり、特定生産緑地指定以降の締切まで、まだ時間がありますことから、今後、意向確認を行う予定です。

4ページ目をご覧ください。津の付近でございます。資料中央にあり、資料左上の拡大図にも示すとおり、箇所番号69番の一部2,500平方メートルを新たに指定しようとするものです。一部の箇所について、特定生産緑地指定意向を確認しました。

なお、当該箇所については、地番で生産緑地地区を指定していますが、実測を行った結果、赤及び黄色の区域に生産緑地地区が位置していることがわかったため、所有者の意向を踏まえ、赤色の区域について、特定生産緑地指定を行います。

なお、黄色の区域については、特定生産緑地に指定しない意向を確認しており、今後生産緑地法に基づく買取申出を行う方向と所有者の方から聞いてございます。

5ページ目をご覧ください。手広付近であり、4箇所ございます。資料の一番西側でございます箇所番号72番の1,110平方メートル、その東側の箇所番号74番の1,540平方メートル、その東側の箇所番号75番の2,540平方メートル、その東側の箇所番号の76番の1,380平方メートルの全部を指定しようとするものです。

続きまして6ページをご覧ください。山崎の付近でございます。資料中央の箇所番号118番の920平方メートルの全部を指定しようとするものです。

7ページをご覧ください。上町屋の付近でございます。資料一番南側にござ

います箇所番号 130 番の 1,750 平方メートル、資料中央にございます箇所番号 132 番の 2,960 平方メートル、そのすぐ北側に隣接している箇所番号 133 番の 880 平方メートル、その西側になります箇所番号 134 番の 1,820 平方メートル、さらにその西側にございます箇所番号の 136 番の 1,170 平方メートルの全部を指定しようとするものです。

また、資料の一番西側にあり、左下の拡大図にも示すとおり、箇所番号 138 番の一部 1,220 平方メートル、資料中央から左上にあり、左上の拡大図にも示すとおり、箇所番号 139 番の一部 1,540 平方メートルを指定しようとするものです。

それぞれ意向未確認箇所につきましては、箇所番号 138 番の指定が平成 10 年（1998 年）12 月 25 日、箇所番号 139 番の指定日が平成 8 年（1996 年）12 月 25 日であり、特定生産緑地指定以降の締切まで時間がありますことから、今後指定意向確認を行う予定でございます。

以上が、今回意向を確認いたしました生産緑地地区でございます。

続きまして、特定生産緑地の指定理由です。

資料の方に戻りまして、資料 3 の 3 ページをご参照ください。今回、諮問いたします一部の指定を含む 19 箇所の生産緑地地区は、鎌倉市特定生産緑地指定等に関する事務取扱要綱第 3 条及び鎌倉市生産緑地地区指定基準に規定する「300 平方メートル以上の規模の区域であること。」等の基準に合致していること、「申出基準日から起算して 2 年前の日が属する年度の初日を経過した生産緑地地区であること。」に該当していることから、特定生産緑地に指定しようとするものです。

資料 5 をご覧ください。続きまして、特定生産緑地の指定対象となる生産緑地地区全体の意向確認状況です。

平成 4 年指定の生産緑地地区 111 箇所全て、昨年度末で意向確認を完了いたしました。

この 111 箇所のうち、特定生産緑地指定の意向は、86 箇所の生産緑地地区の全部と、7 箇所の一部です。なお、これを面積で見ますと、面積は約 14.3 ヘクタールのうち、約 12.2 ヘクタールを指定することとなります。

また、指定しない意向は、全ての 111 箇所のうち 18 箇所の全部と、7 箇所の一部で確認しております。

従いまして、平成 4 年指定の特定生産緑地地区のうち、箇所数といたしましては約 80%、面積では約 85%が特定生産緑地地区に移行していくということになります。

引き続きまして資料 5 をご覧ください。指定事務のフローでございます。こちらのフローに基づきまして、特定生産緑地の指定意向を確認した生産緑地から順次、公示や利害関係人への通知の事務を進めてまいります。

ここまで諮問第1号となります。

この先は、諮問に関連いたしまして、生産緑地法で定めはございませんが、特定生産緑地に指定しない意向が示されたものについて、報告いたします。参考資料の1ページ目をご覧ください。右下に参1と書いている資料ございます。玉縄付近の資料中央の黄色で示す、箇所番号11番の920平方メートルの全部につきまして、特定生産緑地に指定しないというご意向が示されております。

参考資料2ページ目でございます。植木の付近でございます。資料中央黄色で示します箇所番号18番の590平方メートルの全部につきまして、特定生産緑地に指定しない意向を確認しております。

参考資料の3ページ目をご覧ください。岩瀬付近でございます。資料中央、黄色で示す、箇所番号36番の1,970平方メートルにつきましても、全てを特定生産緑地に指定しない意向を確認しております。

参考資料の4ページ目でございます。津でございます。資料中央の黄色の部分で示す箇所番号69番の一部、750平方メートルにつきまして、特定生産緑地に指定しない意向を確認いたしました。当該箇所は資料4の指定意向をご説明させていただきましたとおりでございます。

参考資料の5ページ目をご覧ください。手広の付近で2箇所ございます。資料中央の黄色部分で示す箇所番号73の780平方メートル、資料中央やや右下の黄色で示す箇所番号83の710平方メートルの全てにつきまして、特定生産緑地に指定しない意向を確認いたしました。

参考資料の6ページでございます。笛田の3箇所ございます。資料西側でございます黄色の部分で示します箇所番号89番の1,320平方メートル、資料中央の黄色で示す箇所番号92の1,110平方メートル、資料東側の黄色の部分、資料右上でも示してあります箇所番号96の910平方メートルのそれぞれ全部につきまして、特定生産緑地に指定しない意向を確認したことを報告いたします。なお、箇所番号96については、今回一部で指定しない意向の確認をしました。残りの箇所については、令和2年度第2回の本審議会で報告済みの箇所でございます。

報告は以上となります。それでは諮問について、ご審議のほどよろしく願いいたします。

大 方 会 長： ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございますでしょうか

永 野 委 員： 一覧表の中の資料3の1ページ目。番号で言いますと69番ですけれども、この場所は、資料4の4ページ、あるいは参考資料4ページの2箇所におい

て、現地が図示されています。

この場所というのは、これまでこの審議会で検討してきた生産緑地の場所と、少し何か性格が違うような気がします。

その一つは、資料の出し方に違いがあるのかなと思っています。何が疑問点かといいますと、資料3、一覧表の中で箇所番号69をご覧ください。米印がついておりまして、先程の説明の中にも、地番指定だった場所の実測面積を出してみると、2,500平方メートルだというのですね。生産緑地箇所番号69の全体は3,460平方メートルとなっています。

そのまま現地の地図で、参考資料4の地図を見ると、指定しない意向の場所は、750平方メートルで、指定する意向の場所は、2,500平方メートル。合わせて3,460平方メートルにはならないのですが、まず、その数値の面積の数字の問題を一つ質問したいと思っています。本来ですと、実測しないとわからない場所であると備考欄にありますから、何か実測図が従来のようにここに添付されていた方が良かったのではないかと思います。

2番目の質問は同じ場所です。

資料4ページに箇所番号69、今の場所の拡大図が出てきます。その左上の拡大図ですけども、黄色い部分に、今後買取申出とあります。今までこういう文言が資料の中に出てきていたと思わないのですが、説明の中では、生産緑地継続の意向がないからということの説明ですけども、この今後買取申出という言葉の意味が資料からはよく理解できません。他の場所には、こういう文言がついてないのですよね。

場所は、西鎌倉駅の本当にすぐそばの蟹田谷1030番1他となっていますが、今の2点の説明、面積の数値と、この資料に買取申出という注記みたいに書いた理由について説明をお願いしたいと思います。

永井次長：事務局の永井です。まず永野委員からの一点目でございます。区域なのですが、今回特定生産緑地指定に向けて所有者の方で実測を行ってございます。その結果、今、永野委員ご指摘のとおりで、地番指定であって、地番上登記されている面積と実測の面積に齟齬が生じてございます。

今後、次の買取申出というところと重なるわけなのですが、生産緑地法に従いまして、買取申出という手続を経て、生産緑地の行為制限の解除、それからその先には、当然この都市計画審議会でご審議いただきながら、生産緑地の解除というような手続になってくると考えておりますが、その最後の都市計画変更を行う際には、実測の面積を所有者さんに登記していただくなどいたしまして、実測面積で都市計画の変更をするようになるかと考えてございます。

少し喋ってしまいましたけれども、その先の2点目の買取申出と書きました

のは、これは事務局の方で、この先に、ここは買取申出が出てくると、都市計画審議会の方で解除、生産緑地地区の解除に向けたご審議をいただくという意味で、今後、ここは解除されていく方向であるということをお示したくて、そのように記載したものでございます。

永野委員：説明ありがとうございました。今の説明ですと、後の方のことは、次の都市計画審議会、今後の都市計画審議会に再び出てきますよということで、こういう文言が入ったということで、理解しました。

最初の方の数字のこれだけの違いというのは、課税に関わってきますから、珍しい場所なのでしょうか。他にも、そういう場所がこれまでの検討の中にあっただけなのではないでしょうか。お願いします。

永井次長：事務局の永井です。

30年前に指定いたしました生産緑地地区特定生産緑地指定の事務をしていく中では、当初、地番指定という考え方でやっていたものについて、今回、実は測量したのだとか、測量の必要性が出てきて測ったら登記した地番と面積が違ったのだ、なんていう事例というのはございます。

ただ、今回のように、一部を特定生産緑地に指定しながら、他の一部を今後解除するので、その際に整理しようという事例は、今回のみでございます。その他、昨年度の当審議会でもご審議いただいておりますけれども、実測面積に齟齬が生じ、その内容が登記されたものについては、都市計画変更の手続きを取らせていただいております。

永野委員：蟹田谷のこの場所は、西鎌倉の駅の、本当に近い場所で、なぜここ一角がこんもりした丘ですけども、住宅地開発から免れているのか、私はいつも不思議に思っていた場所なのです。

今回、特定生産緑地に移行しない場所と、一部移行する場所が出てきたものですから、非常に注目をしていた場所でもあるのですけども、やはり、前半の質問の部分では、この部分は実測図を示すべきだったのではないかと考えています。

以上です。

大方会長：何か事務局の方からございますでしょうか。

永井次長：事務局の永井でございます。

永野委員から資料の方がわかりづらかったということで、大変申し訳ございません。今後と申し上げさせていただくより仕方ないのですけれども、繰り

返しになりますが、都市計画の変更という案件が今後出てくる予定でございますので、その際には、きちんと実測の図等を示しまして、わかりやすくご説明に努めたいと思います。

永 野 委 員： わかりました。

大 方 会 長： あと私も一つ。今の件ですけど、ここの指定を今後継続するところと、買取申出といいますか解除の方向のものとは、それぞれ筆界で綺麗に分かれてはいるわけですよね。なんか中途半端とかで切れているというわけではないですよね。

永 井 次 長： 事務局の永井です。
今回の場所は、筆界では分かれていません。測量図は、今日お示しできなかったのですが、頂戴してございますので、測量図で明確に分けてございます。

大 方 会 長： そうですか、筆界で分かれているわけじゃない。そうすると示し方としては、この資料では足りないということを指摘されると、事務局としては申し訳が立たない状況ですね。むしろ、測量図で示すしかない、その土地の範囲が測量図で示されるわけなのですね。

永 井 次 長： 大変申し訳ございません。今すぐに、その測量図を画面で共有するということができないわけなのですけれども。

大 方 会 長： 構いませんよ。

永 井 次 長： ご説明させていただいたことに齟齬がない旨ご確認いただけますように、委員の皆様にも、後程、測量図に線を入れたものをお送りさせていただければと考えます。

大 方 会 長： 一応、都市計画審議会での議決に関わることでございますので、境界線がどこだっていうことは、一意に定まらないと困りますので、地籍図等にある筆界であれば、現実とどう対応するか別の問題としてこの筆なのだということ、一意に定まると思うのですけれども。そうでない何か地形地物に即した線になるといいますと、後々こうじゃなかったとか、こうだったとかという議論にもなってしまいますので、その測量図があるのであれば後日で構いませんので、この範囲であるということ、今回の資料の追加として明示していただければ、それで問題ないと思います。

他にいかがでしょうか。

なかなかこの土地の境界線というのは誰にも決められないというところがまだ全国に多数残っているようでございますけども、鎌倉でも随分あるわけでしょうね。鎌倉市なんかいろいろ引き継いでいるわけですからね。

今後、こうしたケースをどうするか、少しやり方を考えていき、変えた方が良くもありませんね。

では、この諮問第1号「特定生産緑地の指定について」、特にご意見、ご質問、これ以上なければ、先程の筆界で分かれなところについては、何らかの資料を更に追加的に示すことということ付帯意見としまして、全体としては承認ということよろしゅうございましょうか。

全 委 員： (異議なし)

※後日、全委員に追加資料を送付し、異議なしの旨を確認。

大 方 会 長： それでは、ここで、議題が全て終了いたしました。

その他に事務局から何かございますでしょうか。

林 部 長： まちづくり計画部、部長の林でございます。本日のご審議ありがとうございました。

その他事務局からの連絡事項といたしまして、この5月31日をもって、今期の都市計画審議会委員の皆様の任期が満了となります。

今期をもちまして、大江副会長、藤村副会長、佐々木委員、平井委員の4名の方が退任されることとなりました。

これまで長い間、鎌倉市の都市計画審議会委員として、本市の都市計画行政にご尽力を賜りました。鎌倉市の各種審議会の委員は、通常6年を任期の目安といたしているところでございますが、都市計画という特性上、これまで長期的に委員をお願いしてきたところでございます。

大方会長からご退任される委員の皆様に向けまして一言お言葉をいただければと思います。

大方会長よろしくお願いたします。

大 方 会 長： 私から御礼を申し上げるのも、むしろ失礼かなとも思いますけれども、今おっしゃったようなことございまして、本来であれば、余人をもって代えがたい先生方ばかりでありまして、終身委員を務めていただきたいと思うぐらいではございますが、何ぶん鎌倉市が内規のようなものではないかもしれませんが、基準があるということで、15年と長年にわたりまして、鎌倉の都市計画をご支援いただきまして、誠にありがとうございました。

また、今後とも委員という立場ではないにせよ、いろいろなご専門家の立場として、鎌倉市の都市計画にご支援あるいはお叱りをいただけたらと思っ
ているところがございます。

ちなみに、私もあと1期で15年になりますので、もう2年後には私も退任
させていただきたいと思っておりますけれども、それでは本当に15年にわ
たりありがとうございました。

御礼を申し上げます。

それでは、ご退任される委員の皆様から一言ずつご挨拶いただけますでしょ
うか。

大江副会長からよろしく願いいたします。

大 江 副 会 長： 長きに渡りまして、鎌倉市の都市計画に関与できたこと大変光栄に思っ
ております。

鎌倉市は非常にバラエティーがある、歴史も深くありますし、また、新しい
開発もあったりして、非常にバラエティーある都市の行く末を、どうしてい
くかということに関われたのは、個人的には非常に興味深く、また、多少と
も、何か役に立ったのであれば、本当に光栄に思っております。
本当にありがとうございました。

大 方 会 長： ありがとうございました。

それでは続きまして藤村副会長、よろしく願いいたします。

藤 村 副 会 長： 予想外といいますか、大変長い期間に渡って関与させていただいたわけ
ですが、あまりこれといったこともすることはできずに、大変恐縮な思いで
おります。

私は鎌倉市民ですので、皆様方のご活躍を今後ともお祈りしたいと思っ
ております。

よろしく願い申し上げます。

大 方 会 長： ありがとうございました。

それでは佐々木委員、よろしく願いいたします。

佐 々 木 委 員： 長らくありがとうございました。

私もあまりお役に立てたかどうかわかりませんが、都市計画というも
のを一つ一つ決めていくことの丁寧さ、大変さっていうのを、間近で見る思
いがしました。

加えて、いくつか大きなお話もあり、例えば、都市計画道路長期未整備の道

路に関してとか、大船の再開発の話とか、そして一番大きいのは、やはり市役所の移転先の問題ですけれども、いずれもまだまだ形になっているものではないので、これが本当にこの後どうなっていくのかというのを、私も住民票は鎌倉市にはないですが、今、鎌倉にほとんどいる期間が長いのでこれからも地元の間人として見守っていきたいと思っておりますし、また、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。
ありがとうございました。

大 方 会 長： ありがとうございます。
それでは平井委員、よろしくお願ひいたします。

平 井 委 員： 何もお役に立てずに短い間でしたけど、農業委員の代表として立たせていただきまして、いろいろ皆さんのご意見とか、また、自分の中でもいろんなこと、私が全然経験したことないことを勉強させていただいたので、今後何か農業委員会にございまして、また皆様へ伝えられればいいなと思っております。
本当にありがとうございました。

大 方 会 長： ありがとうございます。
それでは事務局に司会をお返しいたします。

林 部 長： ありがとうございます。
ご退任の委員の皆様本当にありがとうございました。

永 井 次 長： 再び事務局の永井です。
最後に、次回の都市計画審議会の開催についてでございます。
ご案内の通り、6月から新たな任期となりますので、事務局から案件の進捗に応じまして、改めて、引き続きの委員の皆様には、ご調整させていただきたいと思ひます。
よろしくお願ひいたします。

大 方 会 長： それでは他の件で構ひませんが委員の皆様から何かございませうでしょうか。

(特にないことを確認)

大 方 会 長： 特段ございませうようですので以上をもちまして、本日の都市計画審議회를終了させていただきます。

委員の皆様にはご協力を賜りまして誠にありがとうございました。